

北上地区消防組合消防本部訓令第4号

消防機関

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月9日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(署長及び副署長)</p> <p>第2条 消防署に署長及び副署長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(係の設置及び分掌事務)</p> <p>第4条 消防署に、次の係を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 消防署の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 表示制度に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 北上地区消防組合火災予防条例(昭和49年北上地区消防組合条例第13条。以下「条例」という。) <u>第23条に規定する、喫煙場所及び裸火の使用承認に関すること。</u></p>	<p>(署長及び副署長)</p> <p>第2条 消防署に<u>消防署長</u>（以下「署長」という。）及び副署長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(係の設置及び分掌事務)</p> <p>第4条 消防署に、次の係を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 消防署の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 北上地区消防組合火災予防条例(昭和49年北上地区消防組合条例第13号) <u>の規定に基づく処理に関すること。</u></p>

(20) 条例第43条に規定する防火対象物の使用開始の届出等に係る処理に関すること。

(21) 条例第44条に規定する火を使用する設備等の設置の届出に係る処理に関すること。

(22) 条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等に係る処理に関すること。

(23) その他条例に規定する事項の指導等に関すること。

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) その他警防業務に関すること。

(35) その他消防長及び署長が特に指示した事項
(係長)

第8条 [略]

2 [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) 消防通信業務に関すること。

(30) その他警防業務に関すること。

(31) その他消防長及び署長が特に指示した事項
(係長)

第8条 [略]

2 [略]

3 係長は、上司の命を受け、係員を <u>指揮</u> 監督し、係の事務を処理する。	3 係長は、上司の命を受け、係員を <u>指導</u> 監督し、係の事務を処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。